

# 時事新報

時事新報は全國中紙の最も廣い新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる商況物價の報告あり

第二千六百五號  
明治廿六年三月十七日 金曜日  
舊曆癸巳正月廿九日

○通信省告示第八十五號  
西洋形船舶名稱變更ノ許可ヲ受ケントスル者ハ登簿船ニ在テハ通信省ニ不登簿船ニ在テハ地方官廳ニ願出ツヘシ其許可ヲ與フルハ左記ノ場合ニ限ル

一 前船主ノ氏名社名ヲ船名ト爲シタル船舶ヲ取得ルトキ

ハ其旨ヲ記シ地方官廳ヲ經由シテ通信省ニ報告スル同種の政務官とも云ふ可き次官の地位と政府の指揮監督の下に立ち縦に一地方の治務を理する知事の地位とを

任するに往々知事の中よりすると同時に時としては次

官轉じて知事と爲るもさへなきに非ず其任命は政府の勝手にして云々する限りに非ざれども免に角に政府

府の大臣を補けて一省の事務を監理し實際に於ては一

種の政務官とも云ふ可き次官の地位と政府の指揮監督の下に立ち縦に一地方の治務を理する知事の地位とを

同一ならしむるは決して事の宜しさを得たるものと云ひ不適當なる人物ありても其久しく職に在りて特に甚だ

しき落度もなければ直に非免は情に於て忍びと云ひ

左ればとて他に轉ぜしめんとすれば自分の高きが爲め

に格合の場所なきに苦しむ其一方に他の官吏中には隨

しり多任の者多けれども官等の與きが爲めに俄に之を地

方官の地位に拔擢するみと能はざる等の事情もなきに

左ればとて他に轉ぜしめんとすれば自分の高きが爲め

に格合の場所なきに苦しむ其一方に他の官吏中には隨

しり多任の者多けれども官等の與きが爲めに俄に之を地

方官の地位